

4. 空き店舗対策新規出店者開業費用支援事業補助金のご案内



←申請書
様式等は
市HPへ

※空き店舗を活用した出店等に要した経費を補助することにより中小企業者を支援し、これにより空き店舗の増加の防止・新規出店の促進・商業活動の活性化を図る制度です。

※本制度における空き店舗とは、空き店舗等情報提供制度・空き家バンクの物件または申請時に3か月以上営業目的に利用されていない店舗をいいます。

◆補助対象事業

※那須烏山市内で空き店舗を活用して小売業、飲食業、サービス業などを新規出店する場合

※概ね週4日以上かつ、1日6時間以上営業し、事業を2年以上継続する見込みであるもの

※直接客が店舗に来るもの

※空き店舗の所有者の同意を得ているもの

◆補助対象者

※那須烏山市内の空き店舗を活用し新規出店する個人、法人
(風俗営業、フランチャイズ、チェーン店、大型店は除く)

※市内での店舗の移転でないこと

※市税及び水道料金等を滞納していないこと

※暴力団員等でないこと

※申請時において3親等以内の親族が所有する建物(空き店舗)でないこと

※関係機関等(商工会・産業振興センター等)による支援指導を受講するように努めること



◆補助対象経費

消費税及び地方消費税並びに他の補助金の交付対象となっている経費は対象外

※空き店舗の改修(市内で事業を営む事業者が施工するものに限る)

※建物附属設備／器具備品／機械装置の設置又は改修(税制上の償却資産にあたるもの)

例えば…アーケードの設置、陳列棚の設置、電光掲示板の設置、厨房機器の設置、残された冷蔵庫を再利用するための修理代、エアコンの取り付け、給湯用配管の設置など ※見積書を提出してください。個別に判断します。

※車両・運搬具、パソコン、プリンタ、複合機、カメラ、テレビその他汎用性の高いものは対象外です。

◆補助内容

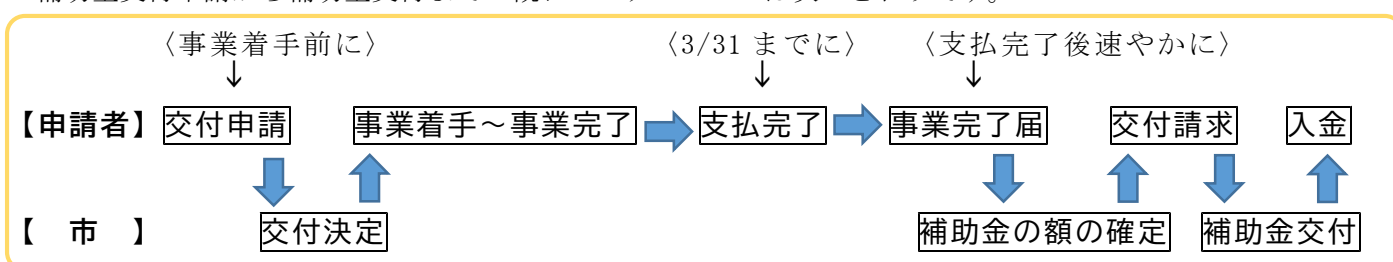
補 助 率	対象経費の2分の1以内
補助限度額	50万円

◆交付申請手続等

※事業着手前の申請が必要です。また、予算に限りがあります。早めに市役所商工観光課へご相談ください。

※営業開始後2年間は、1年に1回、事業の実施状況を市に報告する必要があります。

※補助金交付申請から補助金交付までの概ねのスケジュールは次のとおりです。



申込・お問い合わせ先

那須烏山市役所 商工観光課 商工振興グループ(那須烏山市役所烏山庁舎内)

TEL: 0287-83-1115 Fax: 0287-83-1142 e-mail: shokohkankoh@city.nasukarasuyama.lg.jp